

R 2 - 3 S

Regional Regeneration by 3-Sectors

3セクター協働の地域活性化
教育プログラム

地域活性化 ニュースレター No. 3



写真(左) フランス・パリのモンソーリ公園 (提供久末)、
写真(右) ヴォーリスの設計で建築された歴史的建造物旧八幡郵便局の保存再生運動、改修後のファサード (提供山村)

CONTENTS

00. 3セクター協働の地域活性化プロジェクトのご紹介

01. 市民と行政の協働の創出と住民自治の理念

— 豊中市千里文化センター「コラボ」の事例から —

— 弘田洋二 (大阪市立大学大学院創造都市研究科都市政策専攻教授)

— 田中逸郎 (豊中市副市長)

02. パリ大改造と都市公園システム

— 久末弥生 (大阪市立大学大学院創造都市研究科都市政策専攻准教授)

03. 地域から動きはじめたワンストップサービスと社会的企業

— 五石敬路 (大阪市立大学大学院創造都市研究科都市政策専攻准教授)

04. 中国の気候変動政策と環境NPO

— 古賀章一 (大阪市立大学大学院創造都市研究科客員研究員、博士 (創造都市))

05. キャリア教育支援による地域活性化策について

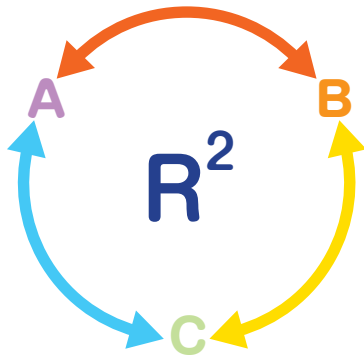
— 家庭・地域・学校と産業界を結ぶNPOの活動 —

— 小中政治 (天津市企業局技術監理課、修士 (都市政策))

06. ヴォーリス建築保存再生運動

— 地域再生における創造的資本の継承と発展の事例 —

— 山村和宏 (株式会社創造と協働のまちづくり研究所代表取締役、大阪市立大学大学院創造都市研究科客員研究員、博士 (創造都市))



R 2 - 3 S Regional Regeneration by 3-Sectors

3セクター協働の地域活性化 教育プログラム

00. 3セクター協働の地域活性化 プロジェクトのご紹介

創造都市研究科「特色となる教育体制への支援事業」『3セクター協働の地域活性化 教育プログラムー公共・市民・ビジネス部門連携の地域活性化コーディネータ人材育成』プロジェクトの御紹介 [サイト <http://www.gsc.osaka-cu.ac.jp/regional/> 概要 (抜粋)]

【創造都市研究科の概要】

創造都市研究科は、公立大学の使命の一つとして、21世紀型都市再生モデルである創造都市等の研究と、都市地域活性化を目的として設立された社会人向け大学院です。2003年開設の修士課程3専攻（都市ビジネス、都市政策、都市情報学）および2005年開設の博士後期課程（創造都市）において、2012年までに約1200人が入学し、約800人が課程修了しました。

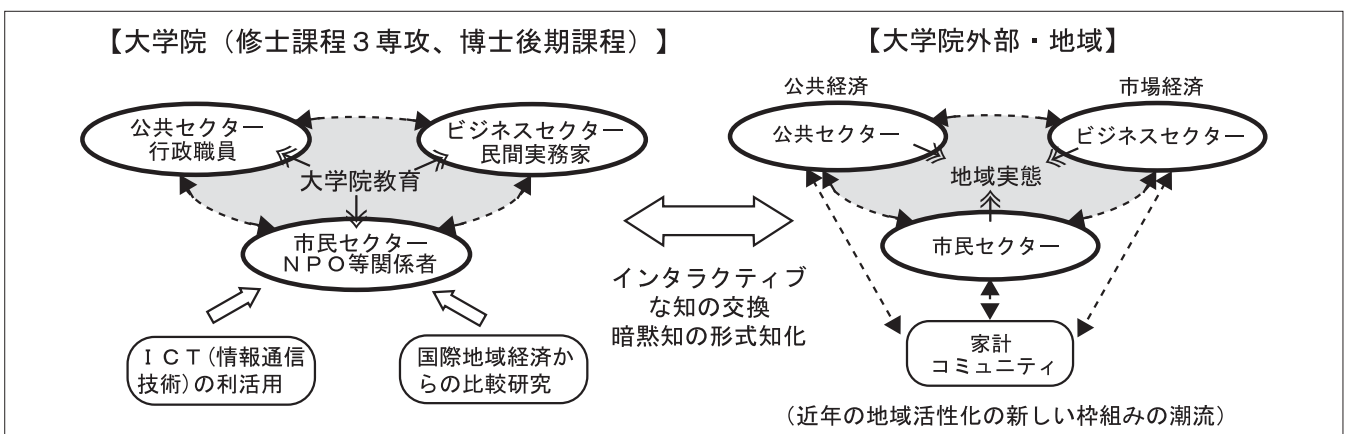
【目的】(現状認識)

地域の疲弊が叫ばれ、地域活性化は日本全体の喫緊の課題となっています。地域活性化の分野においては、PFI・指定管理など「公民協働」の方向が現れていますが、(1) 本プログラムは更に進んで、従来の公共（行政）対民間の2者関係だけでなく「市民

主体のボランティア経済セクター」を入れた3者の総合的戦略と（概念図参照）、(2) 財政自立化のなかで「情報通信技術（ICT）」等を活用した効率良い戦略が中心的になりつつあることに注目しています。

当研究科は、地域活性化・地域経営に関する全国の研究科の中でも公共・市民・ビジネスの3セクターの学生が共同で学び、かつ都市情報学専攻があるというユニークな構成をもち、個別の教育研究をおこなってきました。こうした独自性・実績を活かし、個別の取組を更に総合化し、地域／行政／関係機関における公共・市民・ビジネスの3セクターと大学院・研究者の3セクター（最大3×3の組合せ）が協働する融合効果とインタラクティブな知識の環流化により、地域活性化人材を育てる「地域活性化教育プログラム」をおこないます。

【概念図】



【育成される人材像】

このプログラムで育成される「地域活性化コーディネータ」とは、地域活性化の課題に直面したときに、1) 自らの出自は公共・市民・ビジネスのいずれかの1セクターに属する実務家や研究者であっても、他を含めた3セクターの個々の特性を認識し、その長所を活かして協働をデザイン・コーディネートでき、2) 地域のネットワーク化や情報の共有を効率的に実現するICTを活用する知識を身につけ、3) 現場のコーディネートと同時に暗黙知を獲得し形式知に転換することにより仮設定立・検証をおこなって、現場に応用する力(概念図参照)をそなえ、4) 最終的に体系化・一般化をして成果としてまとめる能力により、みずからのキャリアアップと地域への貢献の両者を達成できる実務的研究者・高度専門職業人のことです。

【キャリアアップ】

既存専攻の学生および外部からの人材は、地域活性化プログラムに参加することにより単位履修が可能であり「地域活性化コーディネータ(仮)」の名称を受けることを予定しています。プログラム終了後は、現場の知識を活かし、対立する課題を総合的に調整し各セクターの長所を生かせる創造的な問題解決能力を

もった実務的研究者(大学等研究機関研究者・地域活性化運営者)として活躍が期待されます。

【実績】

創造都市研究科は開設以来、研究科および大学重点研究『創造都市を創造する』『創造経済と都市地域再生』などのプロジェクト研究において、大阪市等との共同による国際シンポジウムを通じた世界的な創造都市研究ネットワークを形成、地元である大阪市・大阪市北区地域開発協議会を応援、同商業活性化協会と提携契約を結び地域活性化プロジェクトを7回実施し、地域活性化計画の立案・支援をしてきました。またプロジェクト型の学生共同研究を重視し、開設以来10年で毎年20数件の教員および学生数名の研究グループを組織して教育研究活動の中で大きな効果をあげてきました。本プログラムでは、このような創造都市研究科のプロジェクト型研究の実績を踏まえて、3セクター(公共・市民・ビジネス)の学生が共同で学ぶ構造および関係機関との連携の上に、新たな知識の統合を目標として、総合的人材「地域活性化コーディネータ」の養成をめざすものです。

01. 市民と行政の協働の創出と 住民自治の理念 —豊中市千里文化センター 「コラボ」の事例から—

弘田洋二(大阪市立大学大学院創造都市研究科都市政策専攻教授)・
田中逸郎(豊中市副市長)^(注1)



はじめに

豊中市千里文化センター「コラボ」は、千里を中心に展開するNPO諸活動の運営関係者と一般市民、そして行政が集う場としてのプラットフォーム、連携を生み出すラウンドテーブルとして機能しており、全国の自治体から見学の申し込み、および情報提供の求めが絶えないという。ひとつの課題およびその解決を掲げるテーマ型のNPOばかりでなく、コミュニティの特徴に根差した活動が活発な地域市民活動の成功事例として、さらに「新しい公共の担い手」といわれる市民活動と、住民から公共性を委託されたと考えがちな行政の協働による「公共性」の創出という二つの意味で注目されているのであろう。

文化センター設立のプロセスにおいて行政の中心的スタッフとして、行政と市民の協働を機能させるとい

う理念に重心をおいてかかわってきた氏の情報提供を受けながら、協働の創出のプロセスをとおして重要な要因が何であったのかを探ってみたい。

1. 設置構想の具体化段階における「参加と協働」

豊中市千里文化センター「コラボ」はその設立過程において、豊中市政における住民自治の理念を反映しながら、およそ以下のような経緯で現在に至っている。

- ・2003年10月：豊中市財団法人大阪府千里センターが「千里中央地区再整備ビジョン」策定。
- ・2004年7月：「再整備ビジョン」で提案された民間活力導入による事業コンペにおいて、豊中市が千里文化センターの建替え方針を決定(既存施設を構成する図書館、公民館、老人福祉センターに、市役所出

張所、保健センターを加えて、千里地区の行政サービスの拠点整備を図る。

→この決定プロセスは、同年に施行していた「豊中市市民公益活動推進条例」の趣旨反映には至らず、行政による住民サービスの拡張に留まる危惧があった。

- ・2005年9月：建替えに伴い、新図書館、公民館のあり方について検討するために**豊中市教育委員会が市民参画による「創造会議」を設置**。
- ・2006年5月：「創造会議」が中間報告をまとめる。
→新千里文化センターは、「生涯学習と文化創造の拠点、千里まちづくりと地域活性化の拠点として総合的な役割を果たす必要がある」とされた。
- ・2006年10月：新千里文化センター着工。
- ・2007年12月：「**創造会議**」が**最終提言**をまとめる。
→同年、豊中市は「自治基本条例」を施行。提言は、①新千里文化センターの管理運営のありかた、②図書館、公民館の機能とサービスのありかた、③多目的スペース、屋上庭園の設置とありかた、などについて言及したものだ。
- ・2008年2月：新千里文化センター（愛称；コラボ）開館。
- ・2008年7月：「**千里文化センター市民運営会議**」を設置し、コラボ運営の検討開始。
①コラボの将来像、②今後の事業のありかた（多目的スペース「コラボ広場」、「屋上庭園」の活用）、③事業の担い手の選考方法、④事業評価の手法、⑤プレ事業の企画・実施。
- ・2009年11月：**千里文化センター市民実行委員会**を設置し、本格的な事業実施準備。
- ・2010年4月：**実行委員会が本格的な事業**をスタート。
：**第2期市民運営会議がスタート**（①コラボ内施設の連携のありかた、②事業評価、③事業の担い手の選考方法）
- ・2012年4月：第3期市民運営会議がスタート（①コラボ内施設の連携のありかた、②事業評価）
→同年、豊中市は「地域自治推進条例」を施行。

おおよそ以上のように、「コラボ」は構想段階から現在の運営に至るまで、行政と市民が参画した組織に



コラボ正面全景^(注2)

において協働が図られてきたこと（太字部分）に、そのユニークな特徴があるというのが氏の強調点だった。

図1「コラボ開館前後の動き」に、組織構成、機能、活動内容とそれら組織関係が示されている。こうした市民参加と行政の協働の結果として、当初市の構想になかった、市民が管理運用する「多目的スペース」と「屋上庭園」の設置が実現するとともに、完成後の複合施設全体の運用や事業における「参加と協働」が生み出されたという。以下、市民参加が生まれ、公的セクターに位置付けられる行政機関との協働を生み出した背景を探ってみる。

2. 千里ニュータウン再開発を契機に醸成された市民参画

千里ニュータウンは大阪府豊中市・吹田市に跨る千里丘陵にあり、人口150,000人と想定された日本最初の開発住宅地として全国的に有名である。高度経済成長とともに核家族化も進展していた1960-70年代にあって、入居者は中核的な労働提供層であり、その社会関係は就労の場と結びついたアソシエーション優位であって、従来の村落共同体的な上下関係を内包した地縁コミュニティからは離反的であるのが一般的であった。開発から50年が経過した千里ニュータウンにおける地域コミュニティはどうなっていたのか。

高齢化の進行のなかで、安心して住む続けられる地域社会のモデルづくりを目的として2000年に建設省主導で「歩いて暮らせる街づくり事業」が実施された。全国20の地区を対象に実施された事業であったが、ニュータウンの代表として千里ニュータウンが指定された。このときに、豊中市新千里東町を対象としてはじめて市民参画による街づくりの構想が策定されたのだが、「近隣センターを生活サービスとの交流の拠点」とすることへの取り組みが始まった^(注3)。新千里東町近隣センターの空き店舗を活用する半年間の社会実験のなかで地域の女性たちに運営された“コミュニティ・カフェ”はその成功例であり、「ひがしまち街角広場」として、“いつ行っても誰かに会える”という特性から、幅広い年齢層の人たちの集いの場となった。地域活動やイベントなどに関する打ち合わせがその場で行われるようになり、まちづくりや都市の再生をテーマとする大学研究者などの注目されることとなり、住民、大学、専門家、行政などの交流が生じた。「千里グッズの会」、「千里市民フォーラム」、「千里竹の会」など、市民ボランティアによる新しいタイプの“自発的アソシエーション”^(注4)が醸成された。

同時期、吹田市では民間マンションの建設をめぐって住環境保全に関する住民の関心が高まっており、2002年に「千里ニュータウンの再生を考える市民100人委員会」が設置されて、生活者の視点に立った意見交換を行い、再生ビジョンをまとめていった。行政区

豊中市新千里図書館・公民館創造会議最終提言【平成19年(2007年)12月】

【提言項目】①新千里文化センターの管理運営のあり方

②千里図書館・千里公民館の機能とサービスのあり方

③多目的スペース・屋上庭園の設置とそのあり方

<結び>千里文化センター運営の実施、評価及び改善の過程においても、多様な手段による市民の参画の機会を設けることが必要。

【策定主体】豊中市新千里図書館・公民館創造会議

公募市民、図書館・公民館関係団体、千里ニュータウン関係団体、図書館・公民館等職員で構成 計20名

開館後、さらに具体化

千里文化センター市民運営会議
【平成20年(2008年)7月設置】
学識経験者、公募市民、事業者、各施設長で構成 計19名
事務局：市民協働部千里文化センター

第1期検討事項(H20・21)

- ①コラボの将来像
- ②今後の事業のあり方(「コラボひろば」「屋上庭園」の活用)
- ③事業の担い手の選考方法
- ④事業評価手法
- ⑤プレ事業の企画・実施

第2期検討事項(H22・23)

- ①コラボ内施設の連携のあり方
- ②事業評価
- ③事業の担い手の選考方法

千里文化センター市民実行委員会
【21年(2009年)11月設置】
市民運営会議市民委員の一部、
公募市民で構成 計20名
分科会：屋上庭園、交流

平成22年度

「多目的スペース」と「屋上庭園」を活用して本格的な事業を実施

市直接執行方式：市が経費負担し、歳入は市のもの

発展

事業実施団体（公募）

平成26年度以降

「多目的スペース」と「屋上庭園」を活用して事業を継続

委託方式：事業実施団体が採算性を加味しながら事業を実施

連携

連携

図1 コラボ開館前後の動き

画の異なる地域コミュニティにおいては住民サービスに違いが生じるので、コミュニティ住民の凝集性は、「民間」の努力を前提としつつ二つの行政区域担当者との交渉や調整作業を含んで図られざるを得ない。その際に、住民はひとつの行政機関に対して要望を出すという消費者主義的なサービス請求というスタンスではなく、住民エゴを自制して自らの要求を相対化した「自律的な公共」の視点を同時に持たざるを得ないのである。その主体のひとつとして、行政区域を越えて住民同士が繋がって活動を行う組織として中間支援型NPOが注目された^(注5)。「ひがしまち街角広場」は、市民活動のインキュベーションスペースとなったのであり、NPO「千里市民フォーラム」などは特定のテーマをもつ活動なのではなく、コミュニティづくりに関連する幅広い活動をエンパワーする拠点となった。

そうしたベースにおいて住民の側のコミュニティづくりへの関心が、これまで交流や連携の活発でなかった豊中市と吹田市を巻き込んで、問題の認識と課題解決における協働を促す力が立ち上がってくるようになった。また、行政の側も、単に住民や市民組織のニーズとは異なった水準で発せられる公共性をもった意見に頻繁に接することで、市民の視線に立ったときにみえる行政の在り方を反省させられることになるのだという。氏が、「コラボ」に行政と市民協働の機能を作り出すために、単に市民組織を資金的（補助金、委託金の支出）、空間的（NPO組織の入るセンターを作る）に支援するだけでなく、ひとつの仕組みや器を共有して共同運営することが重要だと強調するのはこうした背景があるからだった。「コラボ」はまさに、制度的に公共を担う行政と公共性をもった市民の共同運営が行われる公共施設なのである。氏のいう「ラウンドテーブル」や地域「プラットフォーム」においては、単一セクター相互のつながりの場と同時に複数のセクターのつながりが想定されている。

3. 参加と協働を創出するガバナンス

氏は豊中市における参加と協働の歩みを振り返って、「参加」に加えて「協働」を制度化したこと、つまり「公共運営の仕組みを変革することを目標に設定した」豊中市市民公益活動推進条例（2004年～）の制定および「官治・集権型から自治・分権型の公共運営」を明確にした豊中市自治基本条例（2007年～）の意義に注目している^(注6)。

豊中市では、1993年に「豊中市まちづくり条例」において「行政が呼びかけて市民が参加」から脱却して「市民有志が呼びかけて市民参加」という道筋づくりを目指し、初動期からのまちづくり活動を支援することをうたったものとして全国的に注目された。しか

し、市民参加による構想は、公共事業として実施することを政策決定する段階においては協議・決定の仕組みが従前のままであったために、実施段階では行政主体となって再度市民の合意形成を市民参加の場で行うという手続き（その段階では、行政案となって市民に提示される）になった。「公共を担うのは行政でサービスを受けるのは市民」という構図を変えることができなかつた点を氏は指摘している。「豊中市市民公益活動推進条例」は、市民参加をすすめることや市民活動を支援するだけでは限界があり、プロセス全体をとおして「協働」の取り組みを構築する制度設計が必要という認識から生まれた。「市民が自律的に公共を担う仕組みとして政府を再構築する」（協働型ガバナンスへの変革）という目標があったのだという。具体的には、「市民公益活動推進助成金」「提案公募型委託制度」「協働事業市民提案制度」を設け、それを市民参加のもとに運用するという制度が作られた。この制度はまちづくり、コミュニティ開発のような一定課題については、PDCAの全過程に市民が参加し、事業評価や選定についての判断の主体となるべく設計されている。また、そのためには自治体の立法府および行政がもつ権限の移譲が必要であり、「公共的調整判断」を市民が担うことができる「自治・分権型の公共運営」の仕組みを整備するために、「豊中市自治基本条例」の制定が必要であったという。

1. に経過を示した「コラボ」の設立、運営課程において、行政の管理すべき公共施設を構成する機能、そしてその運営について「創造会議」が提言してそれを実現するというプロセスは豊中市の自治・分権についての認識と制度の設計なくしては展開しえなかつたのである。中間支援NPOの発達プロセスや機能もさることながら、豊中市の地方自治運営が熟議民主主義と関連する取り組みと市民活動の相乗性が注目される場所である。

【注】

(注1) 大阪市立大学大学院創造都市研究科都市政策専攻都市共生社会研究分野第1期修了生。氏は、豊中市千里文化センター「コラボ」の創設時に豊中市生涯学習推進室長、次いで政策企画部長として関わった。本報告は、氏が中間支援型NPOの役割に注目してまとめた修了論文をはじめとする提供資料、そして氏へのインタビューなどから弘田がまとめたものである。

(注2) <http://www.city.toyonaka.osaka.jp/top/bousai/korabo/>より

(注3) 山本茂(2009)「“新しい公”による住環境マネジメントの流れ」『ニュータウン再生—住環境マネジメントの課題と展望』学芸出版社。

(注4) 山田陽(2009)「民主主義と公共圏」『相関社会

科学』第19号、pp.54-72。

(注5) 田中逸郎 (2011)「都市型自治体における地域自治—豊中市の事例から」中川幾郎編著『コミュニティ再生のための地域自治の仕組みと実践』、学芸出版社。

(注6) 田中逸郎 (2009)「<参加>と<協働>のこれから—豊中市の取り組みから考える—」『おおさか自治体政策③「協働」によって行政は変わったか』大阪自治センター・大阪地方自治研究センター。

02. パリ大改造と都市公園システム

久末弥生 (大阪市立大学大学院創造都市研究科都市政策専攻准教授)



1. はじめに

フランスの首都パリ (Paris) は、都市公園が大きなはたらきを担っている、世界有数規模のメトロポリス (metropolis、主要都市) の1つです。現代のパリの公園システムは、ナポレオン3世 (Napoléon III、本名 Charles Louis Napoléon Bonaparte、1808-1873) 時代に確立されたものであると言っても過言ではありません。近年のフランスでは、ナポレオン3世統治下のパリ大改造を再評価する動きが見られます。ナポレオン1世 (Napoléon Bonaparte、1769-1821) の甥である彼が^(注1)、偉大な伯父に比べて見劣りすることは否定できませんが、パリ大改造を実現したナポレオン3世に対するフランスとりわけパリ市民からの支持は高く、2011年10月から2012年1月にかけてはパリ市内の軍事博物館 (Musée de l'Armée) で大規模な回顧展「ナポレオン3世とイタリア—国家誕生1848～1870年展 (Napoléon III et l'Italie: Naissance d'une Nation 1848-1870)」が開催されました。

日本との関係では、1867年の第2回パリ万博に際し

て、ナポレオン3世の招きにより渡欧した徳川昭武 (第15代将軍徳川慶喜の実弟) 一行が、ブーローニュの森 (Bois de Boulogne) とビュット・ショーモン公園 (Parc des Buttes Chaumont) を視察しています。これは後の1904年に、日本で最初の本格的な都市公園である日比谷公園が開園することにつながりました。したがって、日比谷公園ひいては日本各地の欧米様式の都市公園も、パリの都市公園の影響を強く受けていると言えます。

本稿では、パリ大改造による都市公園システムの確立を概観します。

2. 第二帝政とパリ大改造

1852年12月2日、フランスではナポレオン3世による第二帝政 (1852～1870年) が始まりました。翌1853年から第二帝政が崩壊する1870年まで、ナポレオン3世はパリを舞台とする大規模な都市改造に没頭することになります。パリ大改造に対する彼の執念は、第二共和政 (1848～1852年) 下でフランス初代



パリの軍事博物館



回顧展のポスター



回顧展の展示

大統領となった頃から、既に明白でした。もっとも、第二共和政当時のパリは危機的な財政状況にあり、このことを憂慮するセーヌ県 (Seine)^(注2) 知事たちが抵抗し、パリ大改造は実現しませんでした。

1853年6月にナポレオン3世は、第二共和政当初から自分の支持者だったオスマン男爵 (Georges-Eugène Haussmann, 1809-1891) をセーヌ県知事に任命しました。こうして同年7月に、パリ大改造が始まったのです。ナポレオン3世が失脚してオスマン知事が辞任する1870年までの17年間、パリにおける“オスマン時代”の幕開けです。パリ大改造は、予算との関係で3期に区分されます。第1期改造では、ブローニュの森を都市公園として整備したことが最大の成果となりました。第2期改造では、ヴァンセンヌの森 (Bois de Vincennes) が都市公園として1858年から整備されたほか、1861年にはモンソー公園 (Parc Monceau) が設立されました。第3期改造では、1864年から1867年にかけてビュット・ショーモン公園が都市公園として整備・設立されたほか、モンソーリ公園 (Parc Montsouris) の設立準備が進められました^(注3)。以下で、詳しく見ていきます。

3. パリの都市公園

(1) ブローニュの森(左肺) とヴァンセンヌの森(右肺)

ガーデニングが趣味で造園学に造詣が深かったナポレオン3世の夢は、ブローニュの森をロンドンのハイドパーク (Hyde Park) やリージェントパーク (Regent's Park) のような美しい公園にすることでした。シャンゼリゼ大通り (Avenue des Champs-Élysées) に代表される並木道、パリ・オペラ座 (パレ・ガルニエ、Palais Garnier)、ルーヴル宮 (Palais de Louvre)^(注4) といった公共の建物、広場、上下水道をはじめとするインフラ等の整備を包括する大規模な



ナポレオン3世の肖像画

都市改造プロジェクトであるパリ大改造において、森の整備と都市公園の設立は最優先に置かれました。その背景としてナポレオン3世が、ブローニュの森を左肺、ヴァンセンヌの森を右肺とみなす等、パリ大改造を人体モデルにならって放射状に捉えていたことが指摘されています。

ブローニュの森を整備するよう命を受けたオスマンは、理工科学校 (École polytechnique) 卒のエリート官僚だった造園技師アルファン (Jean-Charles Adolphe Alphand, 1817-1891) に、実務面を託しました。アルファンはオスマンの部下として、プロムナード・植樹局 (Service des Promenades et Plantation)



ヴァンセンヌの森の入口



休日のヴァンセンヌの森



ヴァンセンヌの森のドームニル湖

の局長に任命されました。公園としての整備を条件に、1852年に国からパリ市へ委譲された国有地だったブローニュの森は、4年間に200万フランという整備予算の下、最終的には隣接するバガテル庭園 (Jardin de Bagatelle) やロンシャン (Longchamps) エリアを含む863ヘクタールの広大な森林公園へと生まれ変わります。もともとはグランド・カスケード (大滝、Grande Cascade) のところまでしかなかった森をセーヌ川 (Seine) に達するよう植林し、さらにロンシャン競馬場 (Hippodrome de Longchamp) を建設することで公園の維持管理費用を捻出することに成功したのも、オスマンとアルファンの功績でした。ブローニュの森の総工費は1430万フランに達する一方、公園沿いのニューイ (Neuilly) の土地を売却することで1090万フランを獲得し、第二帝政政府の補助金も得ていたパリ市の実際の負担額は、340万フランにとどまりました。

1853年に本格的な整備が始まり、1858年にはほぼ完成していたブローニュの森には、後にニューヨークのセントラルパーク (Central Park) をはじめとするアメリカの主な都市公園 (urban parks) の創設者として有名になる、“アメリカの景観設計 (landscape architecture) の父”ことオムステッド (Frederick Law Olmsted, 1822-1903) も訪れました。この時、オムステッドはパリでアルファンに会っています。1859年、アルファンは当時42歳、オムステッドは37歳、フランスとアメリカ、それぞれの国の都市公園の礎を築いた両者の人生がここで交叉します。パリで過ごした数年間、オムステッドは、ナポレオン3世、オスマン、アルファンが進めるパリ大改造を見ていたに違いありません。他方、アルファンは後に、『パリのプロムナード (Les Promenades de Paris)』という大著を出版し、造園家の大家となります。



モンソー公園の入口



モンソー公園の池と廃墟風円柱



モンソー公園と高級住宅街



ビュット・ショーモン公園の入口



パリ市警とボランティア市民



ビュット・ショーモン公園から見るパリ市街



ビュット・ショーモン公園の滝



ビュット・ショーモン公園の丘



モンソーリ公園の入口



モンソーリ公園



モンソーリ公園内のRER高架



モンソーリ公園の池

(2) パリの3つの都市公園—モンソー公園、 ビュット・ショーモン公園、モンソーリ公園

モンソー公園、ビュット・ショーモン公園、モンソーリ公園はいずれも、公園全体が、当時のフランスでは珍しかったイギリス庭園 (Jardin Anglais) のかたちに整備されています。これは、フランスの都市公園を現代のかたちに整備した3人、すなわちなポレオン3世、オスマン、アルファンが、イギリスの田園風景を愛するフランス人だったことに由来します。特に、ナポレオン3世のイギリス最良は有名ですが、そのきっかけは、1831年に若き日の彼が初めてロンドンを訪れた際に、ハイドパークやリージェントパークの美しさに感銘を受けたことにあると言われています。

ビュット・ショーモン公園は、険しい山岳地帯を含む人工的な大自然をパリ市内で体験できるとして人気ですが、もともとは石灰石の採石場がごみ捨て

場となり、一時期は公開絞首刑場になっていたという場所でした。また、モンソー公園は、凱旋門 (Arc de Triomphe) から徒歩圏内の高級住宅街に隣接しています。モンソー公園とは対照的に、モンソーリ公園はパリ南端の外れに位置します。これら3つの公園がいずれも、イギリスの“絵画様式 (ピクチャレスク、picturesque)” の田園風景をルーツとし、さらに19世紀後半からはイギリスの“庭園様式 (gardenesque)” の影響を受けて、次第に繊細かつ綿密になっていった景観設計によるものと言えます。イギリスの影響は公園の景色にとどまらず、パリの都市公園の整備費用の調達手法にまで及びました。公園用地の周辺に宅地を造成したうえで宅地や住宅の販売利益で公園の整備費用を賄う、あるいは公園用地の周辺に受益者エリアを設けて整備費用を徴収するというイギリスの手法が、パリでも応用されたのです。

(3) パリの公園管理規制

パリの公園管理は現在、パリ市の「緑地環境局 (Direction des Espaces Verts et de l'Environnement)」が中心となって行っています。また2010年6月からは、全11条から成る「パリ市の公園・森林に関する一般規制 (Réglementation générale des jardins et bois appartenant à la Ville de Paris y compris les bois de Boulogne et de Vincennes)」が、ブローニュの森やヴァンセンヌの森といった森林公園を含むパリ市の都市公園に広く適用されています。



エッフェル塔から見るブローニュの森

4. おわりに

豊かな都市公園に恵まれたパリの「森」という独自の都市公園類型が、最近では自然資源管理や防災機能の面からも注目されています。そもそも都市公園は、オープンスペース (open space) の多目的利用を旨とした人工的な自然の場であることから、自然保存使命には必ずしもなじみません。しかし近年、生物多様性概念が急速に普及する中、生物多様性さらには自然資源管理に配慮した都市構想が求められつつあります。オープンスペースとして制度設計されているため、自然資源管理概念が従来は十分に組み込まれてこなかった都市公園システムについても、生物多様性や自然資源管理に配慮した制度の構築が将来的には不可欠となるものと考えられます。また、パリの言わば双子の森であるブローニュの森とヴァンセンヌの森は、パリに新鮮な空気を供給すること、さらにパリ市街の火災の広がりを防ぐことを最大の目的として整備されており、まさにパリの肺臓として当初から位置づけられて

きました。

自然資源管理に配慮した都市構想、あるいは都市の防災機能の強化といった現代の都市ニーズを実現する鍵が、パリの都市公園システムの中には隠れていると言えるでしょう。

【参考文献】

(50音順、アルファベット順、新旧順)

- 鹿島茂 [2010]『怪帝ナポレオン三世 第二帝政全史』、講談社学術文庫。
- 武田史朗・山崎亮・長濱伸貴編著 [2010]『テキストランドスケープデザインの歴史』、学芸出版社。
- 久末弥生 [2011]「比較都市公園法(1) —ニューヨーク、パリ、東京の都市公園システム—」『創造都市研究』第7巻第2号(通巻11号)。
- 久末弥生 [2011]『アメリカの国立公園法—協働と紛争の一世紀』、北海道大学出版会。
- 久末弥生 [2010]「フォンテーヌブローの森とフランス自然保護法」『季刊経済研究』第33巻第1・2号。
- Figaro Scope “Napoléon III et l'Italie 1848-1870: Il était une fois la Révolution”, Supplément du Figaro N°20 901 du Mercredi 26 Octobre 2011.
- Moireau, Fabrice et le Dantec, Jean-Pierre [2009], Jardins de Paris aquarelles, Les Éditions du Pacifique.
- Napoléon III et l'Italie: Naissance d'une Nation 1848-1870, Catalogue de l'Exposition du Musée de l'Armée, Editions Nicolas Chaudun.

【注】

(注1) ナポレオン3世の父親は、ナポレオン1世の弟、オランダ王ルイ・ボナパルト (Louis Bonaparte, 1778-1846) である。もっとも、出生の正統性については諸説ある。

(注2) 1964年の行政改革で、オー・ド・セーヌ県 (Hauts-de-Seine)、パリ県 (Paris)、セーヌ・サン・ドニ県 (Seine-Saint-Denis)、ヴァル・ド・マルヌ県 (Val-de-Marne) の4県 (département) に分割された。

(注3) モンスーリ公園の設立準備は、パリ・オペラ座同様、1867年に開催された第2回パリ万国博覧会を意識したものだ。同公園は、第3回パリ万博が開催された1878年に開園した。なお、エッフェル塔 (Tour Eiffel) の建設で知られるのは、1889年 (フランス革命100周年) の第4回パリ万博である。

(注4) 現在のルーヴル美術館 (Musée du Louvre)。

03. 地域から動きはじめたワンストップ サービスと社会的企業

五石敬路 (大阪市立大学大学院創造都市研究科都市政策専攻准教授)

東アジアの奇跡から20年

私が学生の頃、サスキア・サッセンの『労働と資本の国際移動-世界都市と移民労働者』が故森田桐郎東大教授により翻訳された。当時、イラン、バングラディッシュ、パキスタンなどからの「外国人労働者」をよく街でも見かけるようになっていたこともあり、大学の先生や院生の間でよく話題にのぼった。その頃の日本は、バブルがはじけた後だったとは言え、まさかその後20年間経済が停滞しようなどとは思いつきもしないほど、経済に自信を持っていた。同書が日本で出版されたのは1992年だが、その翌年には世界銀行が『東アジアの奇跡』をだし、東アジアにおける経済政策の妥当性が認められ、ついにワシントンコンセンサスを打ち破ったと思われた。

サッセンの議論は、1970年代から1980年代におけるニューヨークやロンドンなどの大都市における二極分化の問題を前提にしていた。つまり、一方では多国籍企業の本社機能が集中し高所得者が集まり、一方では高所得者へのサービスを担う低所得者が海外から流入するというのである。当時、日本でも世界都市論が盛んに論じられ、サッセンの議論はその中心にあったが、当時の東京にはこうした二極分化論は当てはまらないように思われた。『東アジアの奇跡』でも指摘されたように、東アジア経済の特徴は、高度成長が持続すると同時に、所得分配が比較的平等なまま維持されていたからである。その後、世界都市論は次第に関心を失っていった。

あれから20年経った。1990年から2010年の間、かつて日本経済を牽引してきた製造業の就労者数は約500万人減少した。男女共に約250万人減である。一方、サービス業の就労者数は約320万人増えているが、男女の内訳はかなり違っている。すなわち、男性は約30万人減っている一方、女性は約350万人増えているのである。女性の職が増えたと単純に喜んでいいのかと言えば、そうではない。製造業に比べサービス業の生産性、賃金は低い。この格差は国際的に見ても顕著である。女性の職がサービス業で増えた結果、賃金格差が拡大し、低賃金の女性が増えている。これは雇用形態の非正規化と密接に関係している。一方男性は、製

造業を離職した後にサービス業での再就職先を得にくい。現在全国の失業者は約280万人だが、そのうち1年以上離職している者は約103万人おり、そのうちの約7割を中高年の男性が占めている。求職活動をしていない15歳以上の離職者は統計上「非労働力人口」とされるが、総務省の統計によれば、このうち就職をしたと思っている者は約400万人にのぼる。

ちなみに、15～64歳の人口は1997年に8,699万人のピークに達した後、2011年には8,144万人となり、約550万人減少した。労働力人口は約300万人しか減っていないが、残りの250万人は求職活動をしなくなった分である。労働者が減れば当然経済成長率は低下するが、実は、その多くはこうした産業構造の転換で生じたミスマッチや求職活動を断念したケースで占められている。

社会政策の面で見れば、こうした産業構造の転換にともなう社会構造の変化は、「社会的排除」という問題を引き起こした。単純に言えば、福祉国家の成立は、第1次産業から製造業を中心とした産業構造の転換にともなう完全雇用の達成と核家族化を背景としている。しかし、製造業が競争力を失い、家族形態が多様化すると、生活困窮の在り方は複雑化し、従来の福祉国家の体制では十分に対応ができない。1980年代から、欧米ではこうした現象を「社会的排除」と呼んだのである。それはちょうど、サッセンが見た大都市における二極化に対応していた。

サービスのワンストップ化

先述したような男性の再就職困難、女性の賃金格差を放置したままでは、いたずらに経済成長のみを追求し、雇用を拡大するのみでは、問題の解決には至らないだろう。むしろ、それ以前の問題として、労働を供給する側が抱えるこうした現状は、全体のパイ拡大にとってのボトルネックになるに違いない。そこで先進諸国では、1990年代から従来の社会政策の体系のみならず、中央と地方の関係、行政組織の在り方などの抜本的な改革が取り組まれてきた。その内容は、社会保険、税制、行政組織、中央と地方の関係など、多方面に及ぶ。

ところで日本では、行政だけでなく、研究者や市民団体の間でも縦割りの傾向が顕著で、なかなかこうした構造改革は進捗しない。研究面について言えば、たとえば、社会福祉の研究では、高齢福祉や障害の専門に分かれ、住宅や雇用のみでなく、社会保険もその研究対象からは除外される傾向にある。市民団体も、高齢者ケアを扱う団体は高齢者ケアのみに特化している場合がほとんどである。これには、介護制度の影響が大きいだろう。

しかし、「社会的排除」は、金銭面での困窮のみならず、雇用、住宅、薬物、犯罪、暴力、ジェンダー、外国人など様々な領域で現れる。しかも、個々人がどれかひとつの問題を抱えているのではなく、大抵の場合、個人が複数の困難を抱えている。これは日本でもヨーロッパでも共通した傾向のようである。ところが、従来型の「福祉国家」はこうした現象には対応できなかった。行政の窓口はそれぞれの領域に専門化していて、相談が必要な人は、いくつもの相談窓口をはしごしなければならなかった。相談窓口に自らでかけていく場合はまだ良く、問題が深刻な場合は相談にも来ないので、行政はそもそもどこに問題があるのか発見すらできなかったのである。

そこでヨーロッパ諸国では、窓口をひとつにまとめたワンストップサービス化が必然的にすすめられてきた。また、その窓口の担当者は相談に来るたびに変わるのではなく、ある決まった担当者が継続的に配置された。代表的なのは、英国のジョブセンタープラスである。日本で言えば、福祉事務所とハローワークが統合されたものと考えれば良い。長期離職のおそれのある者はパーソナルアドバイザーがマンツーマンで付き添ってくれる。

日本におけるワンストップ化の進展

しかし日本では、諸事情から、福祉事務所とハローワークの統合はなかなか難しいと思われる。戦後における日本の雇用や福祉の窓口でマンツーマンの付き添いが制度化されているのは、生活保護のケースワーカーぐらいだろう。それとて、生活保護の開始から廃止までの期間のみである。ハローワークの窓口は求職に訪れるたびに異なっており、個人の情報も3か月で自動的に削除されてしまう。一方、近年、高齢者や児童への虐待、ドメスティックバイオレンス、ひきこもり、中高年齢者の孤独死など、地域や家庭のきずなの崩壊が深刻化し、行政はその問題の発見すらできないという困難に直面している。

では日本にワンストップがないのかと言えば、そん

なことはない。行政の面から見れば、最も進展が顕著だったのは若年者支援の領域で、なかでも地域若者サポートステーション(サポステ)は現在全国に116か所配置されている。2010年からはサポステの一部が「高校中退等アウトリーチ事業」に取り組み、サポステの職員が従来は敷居の高かった学校に直接訪問して相談業務を行っている。このほかにも、「乳児家庭全戸訪問事業」は2009年4月から法定化され、生まれたばかりの乳児がいるすべての家庭を訪問することとされているし、2008年から全国の学校にスクールソーシャルワーカーが置かれ、2010年の配置人数は614人に達した。高齢者への地域での支援機関としては地域包括支援センター、障害者には障害者就業・生活支援センター、刑務所の出所者には地域定着支援センター、シングルマザーには母子家庭等就業・自立支援センターなどが設置されている。

もっとも、ワンストップの必要性を社会により強くアピールしたのは民間団体だろう。『反貧困』(岩波新書、2008年)などの著作で知られる湯浅誠氏は、リーマンショックさなかの年末に、霞が関の厚労省の目の前にある日比谷公園で「派遣村」をひらき、世間を驚かせた。彼は学生の頃、カンボジアへのPKO派遣に反対するデモ活動に参加したことから市民運動をスタートさせている。筆者も彼のデモでのアジを聞いたことがあるが、従来のデモでは聞いたことのない新しいスタイルで、強烈に印象に残っている。それはアジというよりもスピーチだった。その後彼は、早稲田を拠点に外国人労働者の支援、渋谷のホームレス支援に参加し、都心に「自立生活サポートセンターあうん」を設けた。そこでは、生活保護申請に限らず、様々な困難を抱えるあらゆる人々を受け入れ、相談にのった。文字通りのワンストップサービスである。こうした活動を行った人は湯浅氏に限ったことではない。北海道から沖縄まで全国でワンストップサービスが民間の力で展開されたのである(一方では貧困ビジネスの横行も見られるようになった)。

内閣府参与として行政にはいった湯浅氏は、2010年からパーソナルサポートサービス事業(PS)に取り組んだ(筆者も検討委員に加わった)。PSは先述した英国のパーソナルアドバイザーに似ているが、あくまでも日本での現場の経験から生み出されたものである。PS事業は当初、釧路、横浜、京都、福岡、沖縄の五か所のみで行われたが、現在では全国27か所まで拡大している。PSが提供するサービスは、制度のはざまに陥った生活困窮者に対する伴走型の支援である。生活保護ケースワーカーのように制度の開始と廃止の間の

みというわけではなく、継続的に寄り添う。もっとも、生活保護受給者の担当者はケースワーカー、病気の場合の担当者は病院の医者、法律的な問題を抱える場合は弁護士や司法書士などなのであって、PSはあくまでもそれぞれの専門機関や専門家のつなぎをする役目を果たすに過ぎない。その意味で、従来のケースワークは個人対個人の支援だったが、PSはチームによる支援と言える。

全国のいくつかの自治体では、独自のワンストップ事業が展開されている。都道府県では、東京都の「チャレンジネット」、埼玉県の「アスポート」^(注1)、京都府の「京都ジョブパーク」などが知られ、市では、静岡県富士宮市が直営の地域包括支援センターで総合相談事業を、滋賀県野洲市が市民の生活相談窓口で多重債務者の支援を行っている。これらの共通した特徴は、行政の縦割りを除去し、全庁的な対応ができるよう努力がされていることである。また、大阪府はコミュニティソーシャルワーカーを独自に置いているが、なかでも豊中市社協の取り組みが全国的な注目をあつめてきた。その活動で分かったことは、「ゴミ屋敷」の問題に象徴されるように、困った人と周囲に思われている人こそ困った問題を多く抱えこんでいるという現実であった^(注2)。

伴走型支援は、東日本大震災の被災者支援にも広く取り入れられた。厚労省の補助によるライフサポートアドバイザーや生活支援相談員などがそれである。同事業は老健局、社会援護局によるそれぞれ別の補助事業に基づいており、さらに緊急雇用事業も活用された、そのためか、支援員の名称も自治体によりまちまちである（宮古市は「生活支援員」、釜石市は「仮設団地支援連絡員」、大槌町は「地域支援員」、気仙沼市は「友愛訪問員」、仙台市は「絆支援員」など）。

出口としての社会的企業

しかし、相談ばかりあっても、出口がないことには問題は解決しない。出口とは、就労したい人であれば安定した雇用先をみつけることであり、長年のひきこもりを経験した人であれば社会とのつながりを取りもどすことであり、精神的にまいっている人であれば気持ちを落ち着かせることである。特に行政においては、就職できない若年者、シングルマザー、生活保護受給者の就労支援には小泉政権の頃から取り組まれてきているものの、支援はしても肝心の就労先がないことが共通の悩みとなっている。

そこでヨーロッパ諸国では、生活困窮者が働ける場所として社会的企業に関心が集まるようになった。イ

タリアでは1991年に、韓国では2007年に社会的企業を育成するための法律が制定され、米国ではMBAのコースでNPOや社会的企業の起業、ファイナンス、経営が教えられている。その中身は、生活困窮者を対象としたものだけでなく、営利だけでなく社会的な目的をも追及し、同時にチャリティではなく事業を行うという共通点を持っている。

日本でも1970年代から1980年代にかけて、かつての失業対策事業に出自を持つ労働者協同組合（ワーカーズコープ）や、生協をバックボーンに持つワーカーズ・コレクティブなどが各地にうまれた。今日、そこで働く人々の数は全国で2万人近くに達している。障害者自立支援の対象者の場合、就労継続支援事業として補助を受けることができるが、その対象でない場合は収益となる事業を確立させるほかない。千葉の「風の村」（社会福祉法人）は介護サービスや販売、和歌山の「一麦会」（社会福祉法人）は食品製造やクリーニング、名古屋の「わっぱの会」（NPO法人）^(注3)はパン製造などの事業活動により、自立経営を持続させている。白神山地の麓にある秋田県藤里町は、高齢化率が4割近く、稼働年齢層の約1割がひきこもり状態にあるが、同町の社協は「こみっと」などの拠点を設け、そばやキッシュを独自に製造販売し、そこでひきこもりにあった若者が働いている^(注4)。

直接就労の場を提供しているのではないが、生活保護受給者の就労支援では北海道釧路市の事業がよく知られ、公園整備や介護などのボランティアとして社会参加の場を提供しているほか、生活保護を受給する家庭のこどもたちを対象にした塾などを運営している^(注5)。静岡のNPO法人青少年就労支援ネットワークは、地元の事業者や若年者の就労体験などを依頼してまわり、これまで支援した若者300人のうち8割が就労中、就労中、在学中、就労体験中だと言う^(注6)。

社会的企業のポイントは、単に就労機会の提供=所得の増大だけにとどまらない。一般の労働市場で劣悪な労働条件、不安定な雇用がますます増える一方、社会的企業は、「働く/働かせる」の関係でなく、自らの条件にあった労働条件を自らが選択でき、心地よい社会的なつながりを保てる居場所としての役割も果たしているのである。

生活支援戦略の行方

厚労省社会援護局は、これらのワンストップサービスや社会的企業を法制化しようとしている。2013年の通常国家で法律を通過させるのが本来の目標で、現在、社会保障審議会の特別部会で審議されているほ

か、社会福祉推進事業として、細部の検討が行われている(筆者もその作業の一部に関わっている)。政治に大きな動き予想され、生活支援戦略が本当に実現できるのか、非常に危うい状況にあると言って良い。日本は一体どこに向かうのだろうか。

【注】

(注1) アスポート編集委員会編『生活保護200万人時代の処方箋』ぎょうせい、2012年。

(注2) 豊中市社会福祉協議会『セーフティネット コミュニティソーシャルワーカーの現場』筒井書房、2012

年。同書はマンガである。

(注3) 特定非営利活動法人共同連編『日本発 共生・共働の社会的企業』現代書館、2012年。

(注4) 藤里町社会福祉協議会、秋田魁新報社編集『ひきこもり 町おこしに発つ』秋田魁新報社、2012年。

(注5) 釧路市福祉部生活福祉事務所編集委員会『希望をもって生きる』CLC、2009年。

(注6) 津富宏・NPO法人青少年就労支援ネットワーク静岡編著『若年就労支援 「静岡方式」で行こう!!』クリエイツかもがわ、2011年。

04. 中国の気候変動政策と環境NPO

古賀章一 (大阪市立大学大学院創造都市研究科客員研究員、博士 (創造都市))



はじめに

地球規模の環境問題として、気候変動に注目が集まっています。国際社会は、これまで国連気候変動枠組条約と京都議定書を基礎として、地球温暖化に対処するための枠組を構築してきました。

気候変動に関する国際社会の議論の過程で、多くの関心を集めているのは中国です。中国は、2007年に世界最大の二酸化炭素の排出国となり、その排出量は現在も増加を続けています。中国の動向は、国際社会における気候変動政策に大きな影響を与えたとっても過言ではありません。

そこで本稿では、中国の気候変動政策を確認していきます。そしてこの問題に対する中国の環境NPOの取り組みを紹介していきます。

1. 中国の気候変動政策

中国は、1992年に国連気候変動枠組条約を批准し、2002年には京都議定書を批准するなど、比較的早い段階から国際条約に参加しています。しかし、京都議定書の下で排出削減義務を負わない中国は、2000年代前半までは、環境問題に関して、気候変動よりも酸性雨や水質汚染などへの対応を優先していました。

気候変動問題が積極的に政策として取り上げられるようになったのは2005年ごろからです。2005年2月には「中華人民共和国再生可能エネルギー法」が公布

され、2006年3月には第11次5カ年計画が決定されました。この計画では、二酸化炭素排出抑制効果のある拘束性目標が2つ示されたのです。それは、2010年までに、①単位GDP当たりのエネルギー消費量を2005年比で20%程度削減すること、②森林被覆率を2005年の18.2%から20%に増加させることでした。

そして2007年6月に中央政府は、「中国気候変動対応国家計画」を決定し国内における温暖化対策を強力に展開するようになりました。翌2008年11月に中国は最初の「中国気候変動対応の政策と行動白書」を国内外に公表しました。その後、白書は、毎年国連気候変動枠組条約締約国会議(COP)が開催される直前の11月に公表されています。

2011年3月16日に全国人民代表大会で、これからの5年間のマクロ政策の方向性を示す第12次5カ年計画が決定されました。そこでは、気候変動政策に関連して、次のような5つの目標が設定されました。

- ① 1次エネルギーに占める非化石エネルギーの割合を8.3%から11.4%にする。
- ② 単位GDP当たりのエネルギー消費量を16%削減する。
- ③ 単位GDP当たりの二酸化炭素排出量を17%削減する。
- ④ 森林被覆率を20.36%から21.66%にする。
- ⑤ 森林蓄積量を137億立方メートルから143億立方

メートルにする。

以上のように、中国は2005年ごろから国内の気候変動政策を推進するようになり、一定の成果を上げてきました。そして、中国は、国際社会において、自国の気候変動政策における目標設定と成果をアピールしながら、先進国に対して強硬な姿勢で臨んできています。

国際会議における中国の姿勢は、総じていえば、発展途上国の立場を強調しながら、国内状況に照らして可能な範囲での数値目標を設定し、それによって自分たちは責任の一端を果たしていると主張するものです。「中国の果たす責任」を盾にして、先進国に追加的な削減量を求めると同時に、資金提供・技術供与を引き出そうとしているといえるでしょう。他方、後発国、島嶼国、アフリカ諸国などへの支援を行うなど、途上国のリーダーとしての側面も有しています。

このような中国の姿勢に対して、国際社会の一部では、中国の排出削減目標は、単位GDP当たりの削減であり、総排出量の削減ではない。中国も国際社会の一員として、総排出量の削減義務を負うべきであるという指摘がなされています。

2. 気候変動政策と環境NPO

中国の環境NPOは、これまで政府との協調関係を基礎にしながら、気候変動問題に関わってきました。2007年には、政府系のNPOである「中国国際民間組織協力促進会」を事務局として、「自然の友」や「北京地球村」などの環境NPOが、「中国民間気候変動行動ネットワーク (CCAN)」を設立しました。

2008年1月には、「自然の友」、「北京地球村」、「緑家園ボランティア」、「公衆と環境研究センター」など8団体が「温暖化する中国、市民社会の意識と行動」というレポートを公表し、2009年11月には、「自然の友」、「地球村」、「緑家園ボランティア」、「公衆と環境研究センター」など7団体が、「中国気候変動対応の政策と行動白書」の2010年版において、「中国市民社会の気候変動に対応する立場」を表明しました。その内容は次のようなものです。

①気候変動による重大な影響を避けるために、各国政府は国連気候変動枠組条約の下で気候変動に対応する共同目標を制定すべきである。先進国は、温室効果ガスの削減義務を自発的に負い、率先して温室効果ガスを削減すべきである。

②先進国は、2020年に1990年比で温室効果ガス排出量を40%削減することを承諾すべきである。

③共通だが差異ある責任の原則の下、先進国は、

発展途上国に資金援助、技術移転、能力建設の支持をすべきである。発展途上国は、国内で積極的に気候変動対策を推進し、温室効果ガスの排出抑制目標を自主制定すべきである。

④先進国と発展途上国は、共同で地球レベルの低炭素型の持続可能な発展を探索すべきである。

⑤各国は、コペンハーゲン会議で協議された真正、公平、公正で貧困国家や弱者に恩恵を与える合意の実現に向けて、共に努力すべきである。

⑥世界的金融危機を背景にして、各国は、気候変動対応をゆるめることなく、低炭素経済を進展させ、グリーン産業における就業機会を創出すべきである。

⑦中国は、気候変動の重大な影響を受ける発展途上の大国なので、気候変動対応において発展途上国に模範を示すべきである。

⑧中国政府は、気候変動政策を制定、実施する際に、社会的公平の原則を十分考慮すべきである。

⑨省エネ・汚染物質排出削減対策を積極的にいき、環境および社会に与える影響を正確に評価することを前提として、再生可能エネルギー、低炭素経済を進展させ、持続可能な発展を推進するべきである。

⑩中国政府は、生態系が脆弱な地域や貧困層に対する気候変動の影響を軽減するために、積極的に適当な対応を行うべきである。

⑪政府は、政策形成や政策の実施過程の監督に市民や民間団体が参画することを保障し奨励すべきである。

ここに示されている中国市民社会の気候変動に対する基本的な立場は、先進国に積極的な排出削減と途上国への支援を求めるなど、概して中国政府と同様のものとなっています。高度な政治判断が求められる外交問題について、中国の環境NPOが独自の立場を示すことが困難である状況が伺えます。民主的空間が制限されている中国の現状では、政府の気候変動政策を基本的に支持し協調関係を築きながら、市民への啓蒙活動を行うことが、環境NPOのより現実的な選択といえるでしょう。

ただ、政府に対して政策形成や監督行為への市民参加を保障し奨励することを要求している環境NPOの文書が、中央政府の白書に掲載されていることは非常に興味深いといえます。今後、中国において、気候変動政策における市民参加が実現されることを望みたいと思います。

05. キャリア教育支援による地域活性化策について

— 家庭・地域・学校と産業界を結ぶNPOの活動 —



小中政治 (大津市企業局技術監理課、修士 (都市政策))

1. 現代の子ども達を取り巻く社会環境と教育振興基本計画

急速な社会環境の変化により、現代日本では、様々な社会問題が噴出しています。

例えば、若年層の就業に関わる問題（ニート問題、フリーター）や地方部での犯罪の増加などの問題も、高度経済成長期にはほとんど予測しえなかった社会問題です。

これらの社会問題は、いずれも核家族化による家庭での対話の不足や地域コミュニティの希薄化などが根底の要因にあると考えられており、大家族や村社会の時代を懐古する中、我が国本来の家族のあり方や地域社会のあり方が再考されているところです。

現代社会が抱えるこのような問題を解決するには、ごく身近なところからコミュニケーションを活性化させ、家族や地域の人々などの身近な人間関係を緊密にしていくことが第一段階であると考えられています。つまり、身近なコミュニケーションを活性化させることにより、子ども→家族→地域へとコミュニケーション・ネットワークが広がり、より良いコミュニケーションの循環が期待できるという考え方です。

一方、政府が策定する初めての教育振興基本計画が、平成20年7月1日に閣議決定されましたが、政府はこの基本計画について、60年ぶりに改正された教育基本法の理念を実現し、教育再生に道筋をつけるために、極めて重要なものと位置づけています。今後10年間を通じて目指すべき教育の姿に、「義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる」こと、義務教育以降の教育を通じて「社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる」ことを掲げ、さらに、「世界トップの学力水準」、「昭和60年代の体力水準への回復」、「知の創造・継承・発展に貢献できる人材の育成」などの目標を明らかにするとともに、これらを達成するために今後5年間において取り組むべき施策についても総合的・体系的に示しています。

策定当時の渡海紀三朗文部科学大臣は、この教育

振興基本計画の策定に際して、「教育の振興は政府だけで成し得るものではなく、地方公共団体、学校、保護者、地域住民、企業、社会教育団体、民間教育事業者、NPO、メディアなど、まさしく社会全体で取り組むことが求められます。今後の社会の変化や国際競争の激化等の中で、教育の発展なくして我が国の持続的発展は考えられません。我が国の未来を切り拓く教育の実現に向けて、私たちは、本計画の着実な実施に全力を挙げて取り組んでまいります。国民の皆様におかれても、今後一層のご理解とご協力をお願いいたします。」というメッセージを送っています。

2. 教育振興による課題解決のための指針

政府が策定した教育振興基本計画では、次のように課題設定しています。

『都市化、少子化の進展や経済的な豊かさの実現など社会が成熟化する中で、家庭や地域の教育力の問題や、個人が明確な目的意識を持ったり、何かに意欲的に取り組んだりすることが以前よりも難しくなりつつあることが指摘されるようになってきている。こうした状況の中で、近年、教育をめぐる、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、問題行動など多くの面で課題が指摘されている。また、官民の分野を問わず発生し社会問題化した多くの事件の背景には、社会において責任ある立場の者の規範意識や倫理観の低下があるとの指摘がある。さらには、社会を構成する個人一人一人に、自ら果たすべき責任の自覚や正義感、志などが欠けるようになってきているのではないかと懸念する意見もある。このような状況は、経済性や利便性といった単一の価値観を過剰に追求する風潮や、人間関係の希薄化、自分さえ良ければ良いという履き違えた「個人主義」の広がりなどがあいまって生じてきたものと見ることもできる。しかしながら、経済などの一面的な豊かさの追求のみによっては真に豊かな社会を実現することはできない。我が国社会を公正で活力あるものとして持続的に発展させるためには、我々の意識や社会の様々なシステムにおいて、社会・経済的な持続

可能性とともに、人として他と調和して共に生きることの喜びや、そのために求められる倫理なども含めた価値を重視していくことが求められている。同時に、近年、少子高齢化、高度情報化、国際化などが急速に進む中で、我が国では、社会保障、環境問題、経済の活力の維持、地域間の格差の広がり、世代をまたがる社会的・経済的格差の固定化への懸念、社会における安全・安心の確保などの様々な課題が生じている。我々を取り巻くこうした国内外の様々な状況の変化を踏まえつつ、課題に立ち向かい、乗り越えるための知恵と実行力をいかに生み出していくかが、今まさに問われている。』(『教育振興基本計画(H20. 7. 1)』より抜粋)

3. 子どもの自立と地域課題の解決のための具体的方策

国の中期目標(教育振興基本計画(平成20年7月1日閣議決定))では、学校・家庭・地域の連携・協力を強化させて、社会全体の教育力を向上させることの重要性を示し、長期目標(同上)では『義務教育修了までにすべての子どもに自立して社会で生きていく基礎を育てること』を目指すべき教育の姿として掲げています。

それでは、学校・家庭・地域の連携・協力を強化させ、社会全体の教育力を向上させることによって、子どもの自立を促し、社会で生きていくための基礎を育むために、具体的にどのような取り組みが必要となるのでしょうか。

子どもたちの主な生活の場面である学校・家庭・地域を、どこで、どのようにして連携・協力させるのか、そして社会全体の教育力を向上させるのか。その結果、全ての子どもに自立して社会で生きていく基礎を育てることが出来るのか。

そのためには、今の主な生活の場面(家庭・学校・地域)だけでなく、将来、自らの生活(自立)の場面となる「社会(産業界)」を連動させる必要がありますし、出来るだけ、義務教育の早い段階から連携・強化させるシステム設計が必要だと考えます。

また、同じ行政区域内の地域課題であっても、都市部の小中学校区と農山漁村部の小中学校区では、地域の条件や抱える課題が異なります。例えば、都市部では核家族化が進み、両親と学校などの限られた人間関係が起因するいじめや登校拒否、引きこもりなどが問題視されていますが、農山漁村部においては、生活至便な都市部への就学・就職機会の増加により、青少年の流出が進み、その結果、農林水産業の担い手不足に苦慮しているなど、地域が抱えている課題もケース・バイ・ケースです。よって、広域的で画一的な連携・強化を考えるよりも、まずは地域(小中学校区)ごと

の現状を知り、その打開策を練り込んでいく必要があります。「全ての子どもの社会的な自立」のため、子どもと、家庭・地域・学校・自然環境・歴史・文化・産業など、多種多様なファクターを包括し、連携させるツール(施策)が必要です。

4. キャリア教育支援事業「仕事人と語ろう！」について

地域社会を構成する様々なファクターを連携させる手法の一つに、平成15年度以降、神戸のNPO法人キャリア&ライフサポートセンターが実施している「仕事人と語ろう！」というキャリア教育支援事業があります。

「仕事人と語ろう！」とは、様々なジャンルの“仕事人”と称する職業人を学校や公民館等に招き、仕事をしていく上での厳しさや楽しさなどを本音で語ってもらうという職業人の出前授業です。多種多様な“仕事人”から提供される本音の職業講話を親子で聞くことによって、子ども達には幅広い職業観が養われることが期待できますし、家庭や地域においては、「仕事」をテーマにした対話によって、コミュニケーションの活性化が期待できるものです。

また、地域で活躍する“仕事人”の講話を聞くことによって、「仕事」を通して、地域を見る目・考える力が養われることになり、地域の人々に役立つ仕事や、自分自身が地域で生活していくことの意義について考えるきっかけとなります。

「仕事人と語ろう！」は、このような効用により、子ども達を取り巻く社会環境の健全化に寄与する取り組みであると考えられます。



5. おわりに — 今後の展開について —

キャリア教育支援事業「仕事人と語ろう！」は、筆者がリーダーを務める“おうみ未来塾「仕事人と語ろう！」グループ”と、滋賀県教育委員会事務局と県内学校の担当教員の連携・協働により取り組む事業であり、実施対象は主に滋賀県内の小中学校となっています。当グループでは、グループが発足した2010年度以降の4年間で、延べ27小中学校（大津、彦根、草津、守山、野洲、長浜、高島、湖南、甲賀の9市及び県立を含む公立の小中学校）、2公民館（米原、長浜）で実施しており、年々要望件数・実施件数が増えています。今後も滋賀県教育委員会事務局からの依頼や県内の学校からの直接依頼があれば、学校担当者と打ち合わせを行い、児童・生徒や主催者の希望に合わせたコーディネート（仕事人の人数、職種、会場設定など）を行っていきます。

また、2011年3月11日に発生した東日本大震災では、太平洋沿岸地域住民の生活基盤、教育基盤、産業基盤が壊滅的なダメージを受けました。当該事業は、も

ともと阪神大震災後の神戸市で立ち上げられたNPO ライフ&キャリアサポートセンターにより、平成15年度以降、取り組まれてきた施策であり、そもそも、震災により崩壊した地域コミュニティや地域住民のメンタル面、地域の将来を担う子ども達の夢をサポートする“まちづくり事業”として始められたものです。

東北地域のハード復興（生活基盤等の復興）が一段落する時期を見計らい、震災以前の地域活力を蘇らせるためのツールとして、東北各地において「仕事人と語ろう！」が活用され、住民の方々の内的復興に役立てていかれることを期待したいと思います。

<参考文献>

「平成22年度 体験活動ボランティア活動支援センターの役割に関する調査研究報告書」文部科学省 国立教育政策研究所 社会教育実践教育センター（2010年3月）pp.34～47。

(http://www.nier.go.jp/jissen/chosa/rejime/2010/02_taiken/00_all.pdf)

<実施状況>



保育士



美容師



一級建築士



警察官：鑑識

06. ヴォーリス建築保存再生運動 —地域再生における創造的資本 の継承と発展の事例—

山村和宏 (株式会社創造と協働のまちづくり研究所代表取締役、大阪市立大学大学院創造都市研究科客員研究員、博士 (創造都市))



滋賀近江八幡の地では、ヴォーリス並びに近江兄弟社の活動や、その活動から創出された医療施設、教育文化施設、その他の建造物等、ヴォーリスに関する様々な地域資源が現代に継承されています。それらに魅了された多くの人々が関わりをもつことで、今日においてもヴォーリスをめぐる新たな公益活動が創出されています。特定非営利活動法人ヴォーリス建築保存再生運動一粒の会 (以下、「一粒の会」という) は、そうした活動を担う団体の一つであり、ヴォーリスが設計した旧八幡郵便局の再生保存運動を通じて組織化され、地域に根ざしたNPO活動を展開しています。本稿では、「一粒の会」がヴォーリス建築という創造的資本にどのような関わりをもち、どのような活動を展開してきたのかを紹介します。

ところで、地域再生の過程において、地域再生の担い手は、埋もれた地域資源を開拓し、あるいは、新たな地域資源を創出し、それらを活用することで、時として、地域の課題に創造的で革新的な解決策をもたらし、そうした経験を培うことで担い手自身も成長する機会を得ることがあります。地域再生における創造的資本とは、このような地域再生の担い手と地域資源との相互作用を地域再生における投資—再投資の循環として捉え、その循環が地域再生の担い手である組織や組織を構成するメンバーに対する利益供与を越え、地域に公益をもたらすものと考えてください (山村 [2010])。

1. ヴォーリス建築保存再生運動の成り立ちとその精神

ヴォーリスの設計で建築された歴史的建造物旧八幡郵便局の保存再生運動は、「一粒の会」の現在の理事メンバーでもある数名が中心となって、ヴォーリス

建築を保存し、現在に伝承することを目的としてはじまりました。当時の旧八幡郵便局は空き家となっており、建物の老朽化、腐朽が進み、建物の解体をも考えざるをえない状況を呈していました。こうした状況を打開するため、心ある建物所有者の理解を得て、1997年10月にヴォーリスに思いを寄せる有志がボランティアでこの旧八幡郵便局舎の清掃活動をはじめました。当時の有志の思いが、「一粒の会」発足の契機となり、1998年には任意団体としての活動が起ち上がりました。

「一粒の会」のミッションは、旧八幡郵便局の再生保存運動を通じて、ヴォーリスの精神をより多くの人々に伝えるだけでなく、歴史的資源、文化資源を活かしたコミュニティ育成などのまちづくりに寄与することにあります。こうした活動によって、「人々が出会い、集い、語り合い、苦しいことも楽しいことも、ともに分かち合え、そして人々が元気になっていく場」を創り、また、「このまち全体が元気になっていけばいい」。そして、「ヴォーリスたち先人の残してくれた建物やまちを、これから生まれてくるこどもたちと一緒に大切にしていきたい」と述べられています (「一粒の会」ウェブサイト参照)。

旧八幡郵便局は、清掃活動から改修工事を経て、「一粒の会」の活動拠点として、また、多目的スペース、イベント空間、サロン等、地域の情報発信拠点として再生されました。こうしたプロセスを通じて再生保存運動に関わる人々の信頼関係が醸成され、そこで培われた経験は、ヴォーリス建築の改修にかかわるコンサルティング、ヴォーリス建築の調査研究等、後の「一粒の会」の活動に活かされることになりました。そして、現在に至るまで、旧八幡郵便局舎の改修は継続的に実施されています。



改修前のファサード



改修中のファサード



改修後のファサード



建築当時のファサード

(出所) NPO法人ヴォーリズ建築保存再生運動一粒の会提供

2. 「一粒の会」の活動内容

2000年にNPO法人となった「一粒の会」の活動目的は、「近江八幡市名誉市民第1号ウィリアム・メレル・ヴォーリズが、市民はもとより広く社会に建築を通して訴えてきたことを後世に伝承するため、今は朽ちかけつつあるヴォーリズ建築の保存再生に関する事業を行い、21世紀の人にやさしい建築のあり方や歴史を生かしたコミュニティの育成などまちづくりに寄与する」ことにあると法人定款に記載されています。また、その活動目的を実現するために、NPO活動にかかる事業として、1) ヴォーリズ建築の保存再生、2) 趣旨に賛同する者のネットワークづくり、3) ヴォーリズ建築に関する情報資料収集、4) ヴォーリズの情報発信基地、5) ヴォーリズ建築を活かしたコミュニティの形成、6) ヴォーリズ建築を活用しての貸館事業の実施を掲げています。

「一粒の会」の活動は、その内容から大きく3つの類型に区分することができます(次頁表1参照)。1

つ目は、旧八幡郵便局の保存再生に関連する活動であり、2つ目は、ヴォーリズサロンの開催等を実施するイベント活動、3つ目は、交流ネットワーク活動です。多くの活動は、会員だけでなく広く一般の参加が可能となっています。

「一粒の会」は、旧八幡郵便局の保存再生運動を通じて形成された団体ですが、NPO法人設立を前後して、1) NPOネットワークすまいづくりまちづくり情報交流交換会(1999年)により行政との協働を経験し、2) ヴォーリズサロン(2002年～)により会員等の定期的な交流が盛んとなり、また、3) ツッカー・ハウス懇親会(2004年)、4) 滋賀ヴォーリズネットワーク創設(2005年)、5) ヴォーリズ建築文化ネットワーク準備会(2006年)、ヴォーリズ建築文化ネットワーク設立(2007年)等を通じてヴォーリズ建築を媒介としたネットワークが形成され、活動が大きな広がりをもつようになっていきます。

表1：「一粒の会」の活動の構成

種類	活動概要
改修活動	◇旧八幡郵便局舎の改修 ◇ヴォーリズ建築の改修の相談・提案 ◇ヴォーリズ建築の調査・研究、ヴォーリズ建築におけるコミュニティの育成と調査
イベント活動	◇ヴォーリズサロン ◇旧八幡郵便局舎の貸館 ◇ヴォーリズ建築見学会 ◇地域の人々といっしょに楽しむ企画提案 ◇ギャラリー
交流ネットワーク活動	◇各種他団体との交流・情報交換 ◇ヴォーリズ建築など各種情報の収集・紹介 ◇広報誌“ヴォーリズミーティング”の発行やホームページなどによる広報活動

(出所) 山村和宏 [2012] に加筆

3. 「一粒の会」の活動に見る創造的資本の継承と発展

以上の「一粒の会」の活動(概要)について、創造的資本との関連性の観点から整理しておきます。

「一粒の会」のミッションは、旧八幡郵便局の保存再生運動を通じ、ヴォーリズ建築を再生、活用することです。「一粒の会」によって再生された旧八幡郵便局は、地域の情報発信拠点としてコミュニティづくりをはじめとする地域の公益の発展に寄与しています。同時に、旧八幡郵便局の保存再生運動は、ヴォーリズ建築の改修に関わる人材を育て、ボランティアによる歴史的建造物の保存再生方法を編み出しました。

また、「一粒の会」では、ヴォーリズサロンや講座の開催等の活動によるゆるやかな開放型ネットワークが形成されているとともに、ヴォーリズ建築にかかわる全国的な人材のネットワークも形成されており、ネットワーク型の多様な人材集積が進んでいます。

「一粒の会」は、改修活動、イベント活動、交流ネットワーク活動に取り組んでいますが、この「一粒の会」の組織としての意思決定には、ボランティア精神で集まっている理事等の中心的メンバーの創意工夫によって運営されるガバナンスシステムが働いていると言えます。

ヴォーリズ建築にかかわるネットワークを形成し、老朽化したヴォーリズ建築を保存再生する技術・ノウハウを培った「一粒の会」は、クリエイティブなコミュニティとして成長しつつあり、旧八幡郵便局以外のヴォーリズ建築や歴史的に価値のある建造物の保存再生に関わり、地域の再生に貢献していくことが期待

されます。

このように「一粒の会」の活動には、ヴォーリズに関わる「創造的資本」を継承し、これまでの近江兄弟社の活動にはない種類の公益活動として発展し、地域再生への投資―再投資の循環を生み出す可能性が示唆されています。今後は、近江八幡の地に点在するヴォーリズ建築の保存再生にとどまらず、ヴォーリズに関わる「創造的資本」の継承、発展にあたって、様々なNPO、現在の近江兄弟社グループ、行政や公共団体等との協調、協力関係を構築し、地域再生にかかる創造的なガバナンスの形成に貢献していくことが望まれます。

【参考資料】

- 特定非営利活動法人ヴォーリズ建築保存再生運動一粒の会 [2007 (初版1998)] 「旧八幡郵便局保存再生運動」。
- 特定非営利活動法人ヴォーリズ建築保存再生運動一粒の会「定款」、「事業報告書」[2000～2009]、その他資料。
- 山村和宏 [2010] 「地域再生における『創造的資本』の概念」『創造都市研究』第6巻第2号(通巻9号) pp. 23-50。
- 山村和宏 [2012] 「地域再生における『創造的資本』の継承と発展」『創造都市研究』第8巻第1号(通巻12号) pp. 63-87。
- 特定非営利活動法人ヴォーリズ建築保存再生運動一粒の会ウェブサイト
<http://www.ex.biwa.ne.jp/~hitotubu97/indexs.html>

地域活性化ニューズレター 第3号

2012年(平成24年)12月30日 発行

大阪市立大学大学院創造都市研究科

「3セクター協働の地域活性化教育プログラム」運営委員会編

発行人：弘田洋二

編集人：小長谷一之

〒558-8585 大阪市住吉区杉本3-3-138 大阪市立大学大学院創造都市研究科